（不要財産国庫納付関係）

1．独立行政法人通則法第46条の２第２項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第６条第５項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

①	資産種類		土地・建物
②	資産名称		福岡貿易情報センター及びＩＢＳＣ福岡
③	帳簿価額	⑴取得価額	72,200,000
		⑵減価償却等	47,623,055
		⑶帳簿価額	24,576,945
④	不要財産となった理由		区分所有方式を終了し、福岡県が要請する建物に移転したうえ、必要となるスペースを賃貸借する方式へ移行することを平成26年度に組織決定しているため。
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入
⑥	譲渡収入の額		39,600,000
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	39,600,000
		納付年月日	平成27年４月30日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	
⑨	減資額		72,200,000
⑩	備考		

2．独立行政法人通則法第46条の２第２項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第７条第３項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

①	資産種類		建物
②	資産名称		対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター（北九州）
③	帳簿価額	⑴取得価額	441,000,000
		⑵減価償却等	330,351,496
		⑶帳簿価額	110,648,504
④	不要財産となった理由		建物の区分所有方式を終了し、第四期中期計画における財産の処分に関する計画に記載しているため。
⑤	国庫納付等の方法		譲渡収入
⑥	譲渡収入の額		49,220,000
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	49,220,000
		納付年月日	平成28年１月29日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	
⑨	減資額		441,000,000
⑩	備考		

（重要な債務負担行為）

該当する事項はありません。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。

附　属　明　細　書

1．固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期減損額		
有形固定資産（償却費損益内）	建物	1,868,870,631	127,136,979	137,228,228	1,858,779,382	806,543,515	109,018,924	―	―	1,052,235,867	
	構築物	14,906,607	393,228	―	15,299,835	9,197,872	543,177	―	―	6,101,963	
	車両運搬具	386,044,009	17,919,908	16,739,491	387,224,426	272,345,721	32,914,771	―	―	114,878,705	
	工具器具備品	2,007,841,190	87,964,629	104,241,536	1,991,564,283	1,557,856,513	255,981,458	―	―	433,707,770	
	計	4,277,662,437	233,414,744	258,209,255	4,252,867,926	2,645,943,621	398,458,330	―	―	1,606,924,305	